



JASDAQ

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ハイビック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 川 口 充
(J A S D A Q : コード 7845)
問 合 せ 先 常務取締役管理部長 木 村 敏 行
電 話 番 号 0285-25-4785
(URL <http://www.hivic.co.jp>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 42 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を変更するものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 6 条(株券の発行)を削除し、あわせて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

その他、条文の削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日(木)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(木)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 |
| <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木材の販売 2. 建材の販売 3. 銘木の販売 4. 住宅資材並びに住宅設備機器の販売及び施工 5. 金属製並びに木製建具の販売及び施工 6. 前各号に掲げる製品の輸出入業務 7. 住宅建築資材並びに部材の製造、加工及び請負 8. ガラス工事並びに建具工事の設計、施工及び請負 9. 建築工事の設計、施工及び請負 10. 住宅の建築販売及び増改築工事の請負 11. 不動産の所有、管理、売買、賃貸借並びにその斡旋 12. 前各号に掲げる事業に関するフランチャイズシステムによるコンサルタント業務 13. 前各号に附帯関連する一切の業務 | <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う会社の持株または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること<u>並びに次の事業を営むこと</u>を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 8. (現行どおり) 9. (現行どおり) 10. (現行どおり) 11. (現行どおり) 12. (現行どおり) 13. (現行どおり) |
| <p>第 3 条～第 4 条 (条文省略)</p> | <p>第 3 条～第 4 条 (現行どおり)</p> |
| 第 2 章 株 式 | 第 2 章 株 式 |
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> |
| <p>(株券の発行)</p> <p>第 6 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> | <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> |
| <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>2. <u>当社は、第 6 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しなし。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> | <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) 株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所へ備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 12 条 ~ 第 48 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 11 条 ~ 第 47 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条 ~ 第 3 条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p> |